

会議録要約

令和6年度男女共同参画推進審議会の第2回目を開催しました。

審議会の公開に基づき、傍聴が許可されていること、また、委員の過半数が出席しており、審議会が成立していることを確認しました。

開会にあたり、総務部長が挨拶を行い、審議会委員への男女共同参画行政の推進に対する感謝の意を述べ、今回の審議会においても、パートナーシップ宣誓制度をよりよいものにするため、委員の皆さんからの意見発出の協力を呼び掛けました。

議事概要

凡例【 】：議事の項目

＜ ＞：委員からの意見・質問

→ ：市からの回答等

議事（1）令和6年度第1回審議会での課題・検討事項について（報告）

【ファミリーシップ制度の導入について】

＜意見：国際的な流れは同性婚を認める方向性にあり、日本は後発的だが段階を踏みながら検討が進んでいる。玉野市においても最初から何もかもということではなく、パートナーシップからファミリーシップへと段階的に進めていけばよいのではないかな＞

＞

→ まずは、性的マイノリティの方の2人の関係性を認めていくところからスタートし、ファミリーシップ制度については、今後のニーズ等を踏まえながら必要性について検討する。

【制度利用における公平性について】

＜意見：パートナーシップを認めるのであれば、婚姻関係と同等の責任と義務を果たす必要があるのではないかな＞

＜意見：手当や支援制度については、まず、その上位にある法律の決まりを整理し、利用する人にとっての影響（サービスの拡大又は縮小）を明確にするべきである。＞

→ 例えば、どちらかに子どもがいて、ひとり親関連の給付などを受給している場合、パートナーシップの宣誓により、収入要件の算定をどうすべきかといった課題があ

ることから、関連するサービス等について、担当課と連携して整理する。

【利用可能なサービスについて】

＜質問：住宅に関する支援金事業について岡山市や倉敷市での事例はあるか。＞

→ 確認できていない。機会を捉えて他の自治体へも確認していきたい。

＜質問：パートナーとして契約する住宅ローンなど金融機関からの融資はどうか。＞

＜意見：大阪や東京ではLGBT 専門の賃貸不動産がある。＞

議題（２）玉野市パートナーシップの宣誓に関する要綱（素案）

【宣誓の方法について】

＜質問：宣誓は２人揃って手続きしないといけないのか。＞

→ 宣誓する日を事前予約し、２人揃って宣誓してもらう方法とする。

＜質問：婚姻届のように別の人のサインは不要か。＞

→ 市長（職員）の面前で宣誓するので、市長（職員）が証人になる。

【証明書の返還について】

＜意見：一方が死亡した場合、亡くなった人との関係を大切にし、証明書の返還を求め
るべきではない。＞

→ 運用面で工夫し、証明書の返還を求めないこととしたい。

【相互利用の協定について】

＜意見：玉野市から他の自治体への連携協定を積極的に提案してほしい＞

＜意見：岡山市が独自に県外他自治体と相互利用可能な連携をしているように玉野市
にも期待する＞

→ 玉野市は後発組であるので、すでに存在する連携協定に参加したいと考えている。

【啓発等について】

＜意見：研修だけではなく、ホームページ等で制度の案内、Q&A、手続の手法等につい
てわかりやすく周知していただきたい。＞

＜意見：市民に正しく理解してもらえる啓発活動、広報が必要＞

→ 来年度開催予定の記念講演等をはじめ、積極的な啓発活動に取り組む。

＜質問：市役所での案内がわかりづらいため、パートナーシップ制度に関する行政サービスを案内する専用の窓口が必要ではないか。＞

→ まずは総務課が包括的に相談を受けることとなる。全庁的に、窓口等で相談を受けた場合に円滑に対応できるようにしたい。

その他

＜職員研修のアンケート結果＞

- ・ 研修会が有意義だったとの意見が多くあったが、まだ十分な知識がないとの意見があった。

＜職員研修の重要性について＞

- ・ 引き続き来年度以降も定期的に研修を行い、職員の意識改革を行う必要があると感じている。

閉会